

第 4770 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月12日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 耐用年数の短縮

Q：減価償却資産の耐用年数を短縮できる場合があるそうですが、どのような場合ですか？

A：次のような場合です。

【解説】

法人税では、減価償却資産につき次の理由により陳腐化したことにより、使用可能期間が法定耐用年数に比べておおむね10%以上短くなったときは、使用可能期間のうちいまだ経過していない未経過使用期間を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、その資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算について、その承認に係る未経過使用可能期間を法定耐用年数とみなして償却限度額の計算ができることとなっています。

- ①その資産の材質又は製作方法が通常ものと著しく異なること
- ②その資産の存する地盤が隆起し又は沈下したこと
- ③その資産が陳腐化したこと
- ④その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたこと
- ⑤その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- ⑥資産の構成が通常のものとは著しく異なること
- ⑦機械及び装置で旧耐用年数省令別表第二に特掲されていないものであること
- ⑧その他上記に準ずる事由

